

佐賀市上下水道局公告第 48 号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び佐賀市財務規則（平成 17 年佐賀市規則第 62 号）第 84 条の規定により次のように公告する。

令和元年 6 月 24 日

佐賀市上下水道事業管理者 田 中 泰 治

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀市公共下水道汚水処理施設再構築計画策定業務委託
- (2) 委託場所 佐賀市一円
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 2 年 3 月 18 日まで

2 委託業務の概要

汚水処理場等施設、特に土木建築設備に着目し、老朽化対策、耐震対策、施設再編ならびに共同化・広域化を踏まえた下水道処理施設再構築に向けた将来ビジョンの策定業務

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本委託業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 佐賀市における平成 31・32 年度入札参加資格審査の結果、土木関係建設コンサルタント業務における下水道に資格があると認定されていること。
 - イ 佐賀市内に本店、支店又は営業所等を有していること。
 - ウ 次に掲げる要件をいずれも満たす者を管理技術者として配置できること。
 - (ア) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）における技術部門の中で、総合技術監理部門（選択科目「下水道」に限る。）又は上下水道部門（選択科目「下水道」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者。
 - (イ) 平成 26 年 4 月 1 日以降、九州管内において汚水処理施設を対象に、再構築計画の検討を行った実績（下水道ストックマネジメント支援制度を活用した再構築計画は除く。）を有している者。
 - エ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）における技術部門の中で、総合技術監理部門（選択科目「下水道」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者を照査技術者として配置できること。
 - オ 次に掲げる要件をいずれも満たす者を担当技術者として配置できること。
 - (ア) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）における技術部門の中で、総合技術

監理部門（選択科目「下水道」に限る。）又は上下水道部門（選択科目「下水道」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者。
(イ)平成26年4月1日以降、九州管内において汚水処理施設を対象に、再構築計画の検討を行った実績（下水道ストックマネジメント支援制度を活用した再構築計画は除く。）を有している者。

カ ウ、エ及びオに規定する技術者は、落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、ウ、オの技術者は九州管内の本店、支店又は営業所等に在籍する者であること。なお、恒常的な雇用関係にある者とは、開札日時時点で3か月以上の雇用関係にある者を指す。また、ウ、エ及びオに規定する技術者は兼ねることができない。

キ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。

(ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置

(イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

(2) ウ、オに規定する平成26年4月1日以降、九州管内において汚水処理施設を対象に、再構築計画の検討を行った実績（下水道ストックマネジメント支援制度を活用した再構築計画は除く。）を有している者については、令和元年6月28日（金）午後5時までに下水プロジェクト推進部下水道企画室において確認を受けること。

(3) 入札参加資格を有する者が、(1)ア、イに掲げる要件については入札参加申請締切日までに、(1)ウからキまでに掲げる要件については開札の時までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

4 入札参加申請

電子入札システムにより行うこと。

(1) 入札参加申請を行える期間

令和元年6月25日（火）午前9時から令和元年7月2日（火）午後4時まで（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）とする。

(2) 入札参加申請の必要書類

ア 入札参加資格確認書

イ 配置予定技術者調書

ウ 3(2)の確認書の写し（令和元年6月28日（金）午後5時までに下水プロ

ジェクト推進部下水道企画室の確認を受けたものであること。)

5 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、令和元年7月4日(木)までに電子入札システムにより通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知するものとする。

6 設計図書等の交付場所

入札情報公開システム上

7 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 令和元年7月2日(火)

(2) 質問先 佐賀市上下水道局下水プロジェクト推進部下水道企画室

ファクシミリ番号 0952-33-1505

(3) 回答方法 令和元年7月4日(木)午前9時から佐賀市上下水道局下水プロジェクト推進部下水道企画室において公表する。

8 入札の方法

電子入札システムにより行うこと。

9 入札を行える期間

令和元年7月5日(金)午前9時から令和元年7月9日(火)午後4時までとする。

10 積算内訳書の提出

入札参加者は、入札と同時に当該入札に係る積算内訳書を電子入札システムにより提出しなければならない。

11 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和元年7月11日(木)午前9時

(2) 場所 佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局(水循環部財務課契約検査係)

12 入札保証金

免除

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約金額が300万円未満の場合は、免除する。

14 予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格は、落札者の決定後に公表する。

(2) この公告に係る入札については、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領(平成29年7月18日施行)を適用し、最低制限価格を設定する。

(3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

1 5 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札について不正行為を行った者
- (3) 本委託業務名とは異なる委託業務名を記入してある積算内訳書を送付した者
- (4) 積算内訳書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (5) 入札金額について、誤脱及び判読不可能な記載をした者
- (6) 1人で2以上の入札をした者

1 6 落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成28年4月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

1 7 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、佐賀市上下水道局電子入札執行要領（平成24年8月1日施行）、佐賀市における申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（平成31年4月1日施行）、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領（平成29年7月18日施行）及び佐賀市における佐賀市建設工事等に関する入札心得（平成31年4月1日施行）の規定による。
- (2) 前号に掲げる申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領及び佐賀市建設工事等に関する入札心得の規定中「佐賀市」とあるのは「佐賀市上下水道局」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「契約監理課及び総務法制課情報公開・統計係」とあるのは「上下水道局水循環部財務課」と読み替えるものとする。
- (3) 本業務委託に係る下請負契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。
- (4) 問合せ先

ア 公告の内容に関すること。

佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局水循環部財務課契約検査係

電話 ０９５２－３３－１３３１

イ 委託業務の概要に関すること。

佐賀市若宮三丁目６番６０号

佐賀市上下水道局下水プロジェクト推進部下水道企画室計画係

電話 ０９５２－３３－１３３３